

エンターテイメント健康保険組合並びに当健保組合加入の 事業主が共同で実施する健康診査事業等の公表について

エンターテイメント健康保険組合
理事長 平本 直樹

個人情報保護法においては、個人情報第三者に提供する場合、原則として本人の同意が必要となります。ただし、①委託先への提供、②合併等に伴う提供、③グループによる共同利用については、法律上、第三者提供に当たらないこととなっています。エンターテイメント健康保険組合では、健康診査事業等について、当健保組合加入の事業主と共同実施し、健診データ等を共同利用しております。

したがって、法律で求められている①共同利用する旨、②共同利用する個人データ項目、③共同利用する者の範囲、④共同利用する者の利用目的、⑤個人データ管理責任者名もしくは名称について、次のように公表いたします。

1. 当健保組合加入の事業主との健康診査事業等の共同実施について

当健保組合では、被保険者（労働者）の健康管理を考える上で効率的、効果的であるため、当健保組合加入の事業主とともに、健康診査事業等を共同実施することとしました。

2. 共同利用するデータ項目について

記号・番号・枝番、氏名、性別、生年月日、年齢、郵便番号、住所、資格取得日、資格喪失日、事業所名、事業所所在地、店舗番号、店舗名、電話番号、共同で実施する健康診断（労働安全衛生法に基づく法定健康診断及び高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定健康診査を同時実施するもの）におけるオプション検査等の付加検査項目を含む全ての検査データ、保健指導データ

3. 健診データを共同利用する者の範囲について

事業主、健康保険組合、委託先事業者

4. 健診データを共同利用する者の利用目的について

被保険者及び被扶養者の健康の保持・増進のための健診と事後の保健指導、健康相談等への利用及び事業の評価・分析並びに事業所との情報交換

加入事業所においては、労働安全衛生法の目的に沿って、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進します。また、職場だけでなく、労働者が健康な日常生活を送れるように、当健保組合とともに健康の保持・増進に努めます。当健保組合においては、健康保険法第 150 条の趣旨に則り、加入事業所とともに、被保険者の健康の保持・増進に努めます。

具体的には、当健保組合の管理システムにデータを保存し、健診データの内容を分析・検討することで、生活習慣病やメタボリックシンドロームの該当者や予備群を抽出し、適切な保健指導・健康教育を行います。

5. 健診データの管理責任者名（もしくは名称）について

（健康保険組合）	常務理事
（加入事業所）	健康管理部署責任者
（委託先事業者）	代表者